

○厚生労働省令第六十二号  
 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令  
 （健康保険法施行規則の一部改正）  
 第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次            第一章～第五章（略）            第六章 保健事業及び福祉事業（第百五十三條の三―第百五十五條の十）            第七章・第八章（略）            附則            （法第七十七條第二項の厚生労働省令で定めるもの）  <b>第五十六條の三</b> 法第七十七條第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院            二 その他厚生労働大臣が必要と認める病院</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）  <b>第二百二十五條</b> 日雇特例被保険者は、雇用保険法の規定による給付を受けることができる期間について法第百三十五條の規定による傷病手当金の支給の申請をしようとするときは、失業の認定を受けていないことを明らかにし、また、その者が同法第四十三條に規定する日雇労働被保険者であるときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三條第一項の規定による保険料の納付が行われていないことを証明することができる日雇労働被保険者手帳その他の文書を傷病手当金の支給申請書に添えなければならない。</p>	<p>目次            第一章～第五章（略）            第六章 保健事業及び福祉事業（第百五十三條の三―第百五十五條）            第七章・第八章（略）            附則            （新設）</p> <p>（傷病手当金の支給の申請）  <b>第二百二十五條</b> 日雇特例被保険者は、雇用保険法の規定による給付を受けることができる期間について法第百三十五條の規定による傷病手当金の支給の申請をしようとするときは、失業の認定を受けていないことを明らかにし、また、その者が同法第四十三條に規定する日雇労働被保険者であるときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十三條第一項の規定による保険料の納付が行われていないことを証明することができる日雇労働被保険者手帳その他の文書を傷病手当金の支給申請書に添えなければならない。</p>

（法第六十條第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める保険給付）  
**第百三十五條の二**（略）

（法第六十條第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める保険給付）  
**第百三十五條の二**（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該支部被保険者（法第六十條第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。）及びその被扶養者に係る保険給付のうち、当該各号に掲げる額を合算した額に係る保険給付は、前項第一号から第三号までに掲げる保険給付から除くものとする。

一・二（略）

三 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法第五号の規定に基づき定められた療養担当手当に係る額の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三條の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額が令第四十五條の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額

3（略）  
 四（略）

（法第百五十條の二第一項の厚生労働省令で定める者）  
**第百五十五條の二** 法第百五十條の二第一項の厚生労働省令で定める者は、診療等関連情報（法第七十七條第三項に規定する診療等関連情報をいう。以下同じ。）に係る特定の者であつて、次に掲げるものとする。

一 高齢者医療確保法第七條第四項に規定する加入者及び高齢者医療確保法第五十條に規定する後期高齢者医療の被保険者並びにこれに準ずる者

二 前号に掲げる者を診察した医師又は歯科医師

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該支部被保険者（法第六十條第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。）及びその被扶養者に係る保険給付のうち、当該各号に掲げる額を合算した額に係る保険給付は、前項第一号から第三号までに掲げる保険給付から除くものとする。

一・二（略）

三 一の事業年度の翌事業年度における診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第五号の規定に基づき定められた療養担当手当に係る額の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三條の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額が令第四十五條の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合 当該超える額

3（略）  
 四（略）

（新設）

(法第百五十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)  
第百五十五条の三 法第百五十条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 診療等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 二 診療等関連情報に含まれる個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう)の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 三 診療等関連情報と当該診療等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該診療等関連情報と当該診療等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む)。
- 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、診療等関連情報に含まれる記述等と当該診療等関連情報を含む診療等関連情報データベース(診療等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の診療等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう)を構

(新設)

成する他の診療等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該診療等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。  
(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)

第百五十五条の四 法第百五十条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報(同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。以下同じ)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という)に、厚生労働大臣が当該匿名診療等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名診療等関連情報の提供の申出をしなければならない。

- 一 提供申出者が公的機関(国の行政機関(厚生労働省を除く)又は地方公共団体をいう。以下同じ)であるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該公的機関の名称
  - ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- 二 提供申出者が法人等(法人その他の団体の代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ)であるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該法人等の名称及び住所
  - ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
- 三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
  - ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- 四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

(新設)

- 五 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項
- イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- 六 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
- 七 当該匿名診療等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名診療等関連情報を特定するために必要な事項
- 八 当該匿名診療等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- 九 当該匿名診療等関連情報の利用目的
- 十 当該匿名診療等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
- 十一 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が第百五十五条の七第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨
- 十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
- イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
- (1) 提供申出者が公的機関である場合
- 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
- (2) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合
- 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨

- (3) 提供申出者が次条に規定する者である場合
- 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が第百五十五条の六に規定する業務に資する目的である旨
- ロ 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間
- ハ 当該匿名診療等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名診療等関連情報を利用して作成する成果物の内容
- 二 当該業務の成果物を公表する方法
- ホ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
- ヘ 第百五十五条の七に規定する措置として講ずる内容
- ト 当該匿名診療等関連情報の提供を受ける方法及び年月日
- チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
- 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、入管法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

- 二 提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
  - 三 代理人によつて申出をするときは、代理人を証明する書面
  - 3 | 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。
  - 4 | 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名診療等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。
  - 5 | 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名診療等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。
  - 6 | 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならぬ。
- (法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
- 第一百五十五条の五** 法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七

(新設)

- 十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条に定める業務を行う個人(第一百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- 一 法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法(平成十九年法律第五十三号)、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等(匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報及び介護保

險法第十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。以下この号及び第五十五条の七第二号において同じ。を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第五十条の二第一項、高齢者医療確保法第十六条の二第一項又は介護保険法第十八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めたる者

(法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第五十五条の六 法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
  - イ 匿名診療等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。
  - ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。
  - ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。
- 二 次条に規定する措置が講じられていないこと。
- 三 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
  - イ 匿名診療等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。
  - ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。
- ハ 前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

(新設)

三 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

五 国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名診療等関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名診療等関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

(法第五十条の五の厚生労働省令で定める措置)

第五十五条の七 法第五十条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名診療等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

(新設)

- ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
- ハ 匿名診療等関連情報に係る管理簿を整備すること。
- 二 匿名診療等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- ホ 匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。
- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
  - イ 匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
    - (1) 法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
    - (2) 暴力団員等
    - (3) 匿名診療等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名診療等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
  - ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
- 三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置
  - イ 匿名診療等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

- ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
- ハ 匿名診療等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
- 二 匿名診療等関連情報を削除し、又は匿名診療等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
- 四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
  - イ 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名診療等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
  - ロ 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
  - ハ 匿名診療等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 五 次に掲げるその他の安全管理に関する措置
  - イ 匿名診療等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。
  - ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

八 匿名診療等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名診療等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

(手数料に関する手続)

第二百五十五条の八 厚生労働大臣は、法第五十条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供するときは、匿名診療等関連情報利用者（法第五十条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名診療等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第五十条の十第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた匿名診療等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(令第四十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面)

第二百五十五条の九 令第四十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

- 一 手数料の額
- 二 手数料の納付期限
- 三 その他必要な事項

(手数料の免除に関する手続)

第二百五十五条の十 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者から令第四十四条の三第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の可否を決定し、当該匿名診療等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(法第九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第一百五十六条の二 (略)

2 法第九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 七 (略)

(新設)

八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ・ロ (略)

ハ 民間事業者等のうち第二百五十五条の五第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの、医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

九 十一 (略)

(機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定)

第二百五十九条の三 法第二百五十五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

- 一 三 (略)
- 四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十三条の二
- 五 六 (略)
- 六 高齢者医療確保法第三百三十八条
- 七 介護保険法第六十八条
- 八 統計法第二十九条及び第三十一条
- 九 (略)
- 十 (略)

(新設)

(法第九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

第一百五十六条の二 (略)

2 法第九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 七 (略)

八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ・ロ (略)

ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

九 十一 (略)

(機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定)

第二百五十九条の三 法第二百五十五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

- 一 三 (略)
- 四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十三条の二
- 五 六 (略)
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三百三十八条
- 七 介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第六十八条
- 八 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条
- 九 (略)
- 十 (略)

第二条 健康保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
目次	第一章 第五章 (略)	第一章 第五章 (略)
	第六章 保健事業及び福祉事業 (第百五十三條の三―第百五十五条の十一)	第六章 保健事業及び福祉事業 (第百五十三條の三―第百五十五条の十)
	第七章 第八章 (略)	第七章 第八章 (略)
附則		附則

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)

第百五十五条の四 法第百五十条の二第一項

の規定により匿名診療等関連情報(同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名診療等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名診療等関連情報の提供の申出をしななければならない。

一〇十 (略)

十一 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が第百五十五条の八第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

- イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
(1)・(2) (略)
(3) 提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が第百五十五条の六第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ ホ (略)

へ 第百五十五条の八に規定する措置として講ずる内容

ト・チ (略)

2 (略)

(匿名診療等関連情報の提供に係る手続等)

第百五十五条の四 法第百五十条の二第一項

の規定により匿名診療等関連情報(同項に規定する匿名診療等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当該匿名診療等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名診療等関連情報の提供の申出をしななければならない。

一〇十 (略)

十一 当該匿名診療等関連情報を取り扱う者が第百五十五条の七第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

- イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
(1)・(2) (略)
(3) 提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名診療等関連情報の直接の利用目的が第百五十五条の六に規定する業務に資する目的である旨

ロ ホ (略)

へ 第百五十五条の七に規定する措置として講ずる内容

ト・チ (略)

2 (略)

3 提供申出者は、匿名診療等関連情報を第百五十五条の七に規定する匿名医療保険等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第五条の五第一項又は介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしななければならない。

4 5 7 (略)
(法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一〇四 (略)

- 五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等(匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報(以下「匿名医療保険等関連情報」という。))及び介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報(以下「匿名介護保険等関連情報」という。))をいう。以下この号及び第百五十五条の八第二号において同じ。)を利用して不適切な行為

(新設)

3 6 (略)

(法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)
第百五十五条の五 法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条に定める業務を行う個人(第百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一〇四 (略)

- 五 前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等(匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報及び介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。以下この号及び第百五十五条の七第二号において同じ。)を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百五十条の二第一

をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第五十条の二第一項、高齢者医療確保法第十六条の二第一項又は介護保険法第十八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

**第一百五十五条の六** 法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
- イ〜ハ (略)
- 二 第一百五十五条の八に規定する措置が講じられていること。

2 | 二〜五 (略)

2 | 提供申出者が行う業務が法第五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態は、当該業務は、前項に掲げる業務のいづれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいづれかに該当するものでなければならない。

3 |

3 | 提供申出者が行う業務が法第五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態は、当該業務は、第一項に掲げる業務のいづれかに該当するほか、介護保険法施行規則第四百十条の七十一の十一第一項各号に掲げる業務のいづれかに該当するものでなければならない。

項、高齢者医療確保法第十六条の二第一項又は介護保険法第十八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

**第一百五十五条の六** 法第五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
- イ〜ハ (略)
- 二 次条に規定する措置が講じられていること。

二〜五 (略)

(新設)

(新設)

	改 正 後	改 正 前
<p>(匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報)</p> <p><b>第一百五十五条の七</b> 法第五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。</p> <p><b>第一百五十五条の八</b>、<b>第一百五十五条の十一</b> (略)</p>	<p>(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p><b>第三条</b> 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>目次</p> <p>第一章 医療費適正化計画等(第一条―第五 条の十二)</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 医療費適正化計画等 (医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)</p> <p><b>第五条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から医療保険等関連情報(同条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方</p>	<p>(新設)</p> <p><b>第一百五十五条の七</b>、<b>第一百五十五条の十</b> (略)</p> <p>目次</p> <p>第一章 医療費適正化計画(第一条―第五 条)</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 医療費適正化計画 (医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)</p> <p><b>第五条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十六条第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保険者及び後期高齢者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)は、当該情報を、電子情報処理組織(保険者又は後期高齢者医療広域連合が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方</p>

式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 (略)

(都道府県知事に対する医療保険等関連情報の提供)

第五条の二

厚生労働大臣は、都道府県知事から、都道府県医療費適正化計画の作成、都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施又は都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、法第九条第九項又は第十五条第一項に規定する協力を求められた場合であつて、医療保険等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該医療保険等関連情報を都道府県知事に提供することができる。

(法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める者)

第五条の三

法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、医療保険等関連情報に係る特定の被保険者等(法第七条第四項に規定する加入者及び法第五十条に規定する被保険者をいう。)及びこれに準ずる者とする。

(法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第五条の四

法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 医療保険等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 二 医療保険等関連情報に含まれる個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項

方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

に規定する個人識別符号をいう。)の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

三

医療保険等関連情報と当該医療保険等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該医療保険等関連情報と当該医療保険等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができる符号に置き換えることを含む)。

四

特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

五

前各号に掲げる措置のほか、医療保険等関連情報に含まれる記述等と当該医療保険等関連情報を含む医療保険等関連情報データベース(医療保険等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の医療保険等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を構成する他の医療保険等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該医療保険等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)

第五条の五

法第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報(同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、厚生労働大臣が当

(新設)

- 該匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付し、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名医療保険等関連情報の提供の申出をしなければならない。
- 一 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該公的機関の名称
    - ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
  - 二 提供申出者が法人等（法人その他の団体の代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該法人等の名称及び住所
    - ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
  - 三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
    - ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
  - 四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
  - 五 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項
    - イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
    - ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
  - 六 当該匿名医療保険等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
  - 七 当該匿名医療保険等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名医療保険等関連情報を特定するために必要な事項

- 八 当該匿名医療保険等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- 九 当該匿名医療保険等関連情報の利用目的
  - 十 当該匿名医療保険等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
  - 十一 当該匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が第五条の九第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
    - イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
      - (1) 提供申出者が公的機関である場合
        - ① 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスへの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
        - ② 提供申出者が大学その他の研究機関である場合
          - ① 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨
          - ② 提供申出者が次条に規定する者である場合
            - ① 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的が第五条の七第一項に規定する業務に資する目的である旨
            - ② 当該匿名医療保険等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ 当該匿名医療保険等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名医療保険等関連情報を利用して作成する成果物の内容

二 当該業務の成果物を公表する方法  
 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

ヘ 第五条の九に規定する措置として講ずる内容

ト 当該匿名医療保険等関連情報の提供を受ける方法及び年月日

チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

2 | 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

3 | 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を第五条の八に規定する匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第二十六号）第四百十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 | 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5 | 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に抵触することが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名医療保険等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6 | 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名医療保険等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7 | 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第五条の六 法第十六条の二第一項第三号の

厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第一百八条の三第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、介護保険法(平成九年法律第二十号)、統計法(平成十九年法律第五十三号)、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)又はこれらの法律に基づき命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 三 法人等であつて、その役員のうち以前二号のいずれかに該当する者がある者

(新設)

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等(匿名医療保険等関連情報、健康保険法第五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第一百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報(以下「匿名介護保険等関連情報」という。))をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第十六条の二第一項、健康保険法第五十条の二第一項又は介護保険法第一百八条の三第一項の規定により匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

第五条の七 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 医療分野の研究開発に資する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
  - イ 匿名医療保険等関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。
  - ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。
- ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。
- 二 第五条の九に規定する措置が講じられていないこと。
- 二 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
  - イ 匿名医療保険等関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。

(新設)

- ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。
- ハ 前号八及び二に掲げる要件に該当すること。
- 三 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
  - イ 匿名医療保険等関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。
  - ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。
  - ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当すること。
  - 四 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
    - イ 匿名医療保険等関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。
    - ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。
    - ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当すること。
- 五 国民保健の向上に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるものうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
  - イ 匿名医療保険等関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

- ロ 匿名医療保険等関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。
- ハ 第一号八及び二に掲げる要件に該当すること。
- 2 提供申出者が行う業務が法第十六条の第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第四百条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。
- (匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報)
- 第五條の八 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名介護保険等関連情報とする。
- (法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置)
- 第五條の九 法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
  - 一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置
    - イ 匿名医療保険等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。
    - ロ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
    - ハ 匿名医療保険等関連情報に係る管理簿を整備すること。
    - ニ 匿名医療保険等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
    - ホ 匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

(新設)

(新設)

- 二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置
- イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
- (1) 法、健康保険法、介護保険法、統計法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- (2) 暴力団員等
- (3) 匿名医療保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
- ロ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
- 三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置
- イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う区域を特定すること。
- ロ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。
- ハ 匿名医療保険等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
- 二 匿名医療保険等関連情報を削除し、又は匿名医療保険等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元可能な手段で行うこと。
- 四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
- イ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名医療保

- 険等関連情報を処理することができざる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名医療保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 五 次に掲げるその他の安全管理に関する措置
- イ 匿名医療保険等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名医療保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。
- ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
- ハ 匿名医療保険等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名医療保険等関連情報を取り扱うことを禁止すること。
- （手数料に関する手続）
- 第五條の十 厚生労働大臣は、法第十六条第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供するときは、匿名医療保険等関連情報利用者（法第十六条の三に規定する匿名医療保険等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名医療保険等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第十七条の二第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

（新設）

2 前項の通知を受けた匿名医療保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(令第一条第二項の厚生労働省令で定める書面)

第五條の十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。)第一条第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

- 一 手数料の額
- 二 手数料の納付期限
- 三 その他必要な事項

(手数料の免除に関する手続)

第五條の十二 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者から令第一条の二第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の可否を決定し、当該匿名医療保険等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務)

第六條 令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 一八 (略)
- 二 五十一 (略)

第九條 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの(入管法に定める在留資格を有する者であつて既に被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得しているもの及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年

(新設)

第十條 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)
- 二 一五 (略)
- 三 二五 (略)
- 四 三三 (略)

(処方せんの提出)

(令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務)

第六條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。)第二条第六号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 一八 (略)
- 二 五十一 (略)

第九條 法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に定める在留資格を有する者であつて既に被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下

年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を除く。)

(資格取得の届出等)

第十條 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

(処方せんの提出)

第三十條 被保険者は、法第六十四条第三項(法第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局(以下「保険薬局」という。)について薬剤の支給を受けようとするときは、同号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)において療養を担当する同法第六十四条に規定する保険医(以下「保険医」という。)の交付した処方せんを当該保険医に提出しなければならない。ただし、当該保険医から被保険者証又は被保険者資格証明書を求められた場合には、当該処方せん及び被保険者証又は被保険者資格証明書を提出しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一條の九 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者(以下この条において「申

下同じ。)の資格を取得しているもの及び国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を除く。)

(資格取得の届出等)

第十條 七十五歳に達したため、被保険者の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

(処方せんの提出)

第三十條 被保険者は、法第六十四条第三項(法第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局(以下「保険薬局」という。)について薬剤の支給を受けようとするときは、同号に規定する保険医療機関(以下「保険医療機関」という。)において療養を担当する同法第六十四条に規定する保険医(以下「保険医」という。)の交付した処方せんを当該保険医に提出しなければならない。ただし、当該保険医から被保険者証又は被保険者資格証明書を求められた場合には、当該処方せん及び被保険者証又は被保険者資格証明書を提出しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第七十一條の九 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者(以下この条において「申

<p>改 正 後</p> <p>(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)</p> <p><b>第五条の五 (略)</b></p> <p>3 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を第五条の八に規定する匿名診療等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けよ</p>	<p>請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者並びに介護保険者(介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。)の名称及びその加入期間</p> <p>2 54 (略)</p> <p>(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)</p> <p><b>第一百八条の三 (略)</b></p> <p>2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 民間事業者等のうち第五条の六第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの、医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)</p> <p>九〇十一 (略)</p>
<p>改 正 前</p> <p>(匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等)</p> <p><b>第五条の五 (略)</b></p> <p>3 提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を第五条の八に規定する匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態では提供を受けようとするときは、第一項</p>	<p>請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者並びに介護保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。)の名称及びその加入期間</p> <p>2 54 (略)</p> <p>(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)</p> <p><b>第一百八条の三 (略)</b></p> <p>2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)</p> <p>九〇十一 (略)</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>

うとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第百五十五条の四第一項又は介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 57 (略)

(法第六十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

**第五条の六 法第六十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第百八条の三第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。**

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等(匿名医療保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報(以下「匿名診療等関連情報」という。))及び介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報(以下「匿名介護保険等関連情報」という。))をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。)を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第六十一条の二第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は介

に規定する提供の申出のほか、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 57 (略)

(法第六十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

**第五条の六 法第六十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二(同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人(第百八条の三第二項において「民間事業者等」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。**

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等(匿名医療保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報(以下「匿名介護保険等関連情報」という。))をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。)を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第六十一条の二第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は介護保険法第百八条の三第一項の規定に

護保険法第十八条の三第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第五条の七 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一、五 (略)

2 | 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

3 | 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第四十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態では提供することができる情報)

第五条の八 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

第三十五条 法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、二 (略)

三 健康保険法施行規則第五十八条第五号に掲げる者

より匿名医療保険等関連情報を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

第五条の七 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一、五 (略)

(新設)

2 | 提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第四十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態では提供することができる情報)

第五条の八 法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名介護保険等関連情報とする。

第三十五条 法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、二 (略)

三 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五十八条第五号に掲げる者

第五節 (介護保険法施行規則の一部改正) 第五節 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

目次

第一章(第五章 (略))

第五章の二 介護保険事業計画(第四百四十条の七十二の五、第四百四十条の七十二の十七)

第六章(第十章 (略))

附則

(資格取得の届出等)

第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第二十七条、第四百四十条の七十二の九及び別表第一において「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

二、三 (略)

(法第七十条第八項の規定による意見の申出の方法)

第二百二十六条の七の三 市町村長は、法第七十条第八項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画(法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第四百四十条の十七の四及び第四百四十条の七十二の六において同じ。)との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一、四 (略)

目次

第一章(第五章 (略))

第五章の二 介護保険事業計画(第四百四十条の七十二の五、第四百四十条の七十二の六)

第六章(第十章 (略))

附則

(資格取得の届出等)

第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第二十七条及び別表第一において「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

二、三 (略)

(法第七十条第八項の規定による意見の申出の方法)

第二百二十六条の七の三 市町村長は、法第七十条第八項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画(法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第四百四十条の十七の四において同じ。)との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一、四 (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第百四十条の七十二の五 法第百十八条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び必要支援認定別の情報並びにこれらに準ずる情報とする。

2 法第百十八条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、被保険者の要介護認定及び必要支援認定における調査に関する情報並びにこれらに準ずる情報とする。

3 法第百十八条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項に規定する介護保険等関連情報(以下「介護保険等関連情報」という。)を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織(市町村が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 前項の規定は、法第百十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、介護保険等関連情報を提供する場合同様に準用する。

(市町村長又は都道府県知事に対する介護保険等関連情報の提供)

第百四十条の七十二の六 厚生労働大臣は、市町村長又は都道府県知事から、市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析)

第百四十条の七十二の五 法第百十八条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び必要支援認定別の情報とする。

2 法第百十八条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、被保険者の要介護認定及び必要支援認定における調査に関する情報とする。

3 法第百十八条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織(市町村が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により提出しなければならない。

4 前項の規定は、法第百十八条の二第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合同様に準用する。

(新設)

事業支援計画(法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。)(以下「市町村介護保険事業計画等」という。)の作成、市町村介護保険事業計画等に基づく施策の実施又は市町村介護保険事業計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、介護保険等関連情報の提供を求められた場合であつて、当該介護保険等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該介護保険等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。(法第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定める者)

第百四十条の七十二の七 法第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定める者は、介護保険等関連情報に係る特定の被保険者及びこれに準ずる者とする。(法第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の七十二の八 法第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。  
一 介護保険等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

二 介護保険等関連情報に含まれる個人情報符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。)の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

三 介護保険等関連情報と当該介護保険等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号

(新設)

(新設)

に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該介護保険等関連情報と当該介護保険等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む)。

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

五 前各号に掲げる措置のほか、介護保険等関連情報に含まれる記述等と当該介護保険等関連情報を含む介護保険等関連情報データベース(介護保険等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の介護保険等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を構成する他の介護保険等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該介護保険等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)

第一百四十条の七十二の九 法第百十八条の三

第一項の規定により匿名介護保険等関連情報(同項に規定する匿名介護保険等関連情報をいう。以下同じ。)の提供を受けようとする同項各号に掲げる者(当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という)に、厚生労働大臣が当該匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名介護保険等関連情報の提供の申出をしなければならない。

一 提供申出者が公的機関(国の行政機関(厚生労働省を除く)又は地方公共団体

(新設)

をいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ 当該公的機関の名称

ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二 提供申出者が法人等(法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。)であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称及び住所

ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項

イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六 当該匿名介護保険等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七 当該匿名介護保険等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名介護保険等関連情報を特定するために必要な事項

八 当該匿名介護保険等関連情報の利用場所(日本国内に限る。)並びに保管場所(日本国内に限る。)及び管理方法

九 当該匿名介護保険等関連情報の利用目的

十 当該匿名介護保険等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報

- 十一 当該匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が第四百四十条の七十二の十三第二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨
- 十二 前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項
- イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項
- (1) 提供申出者が公的機関である場合  
当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的が保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨
- (2) 提供申出者が大学その他の研究機関である場合  
当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的が国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究に資する目的である旨
- (3) 提供申出者が次条に規定する者である場合  
当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的が第四百四十条の七十二の十一第一項に規定する業務に資する目的である旨
- ロ 当該匿名介護保険等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間
- ハ 当該匿名介護保険等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名介護保険等関連情報を利用して作成する成果物の内容

- 二 当該業務の成果物を公表する方法  
個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
- ホ 第四百四十条の七十二の十三に規定する措置として講ずる内容
- ト 当該匿名介護保険等関連情報の提供を受けする方法及び年月日
- チ イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項  
提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 提供申出書及びこれに添付すべき資料  
(以下「提供申出書等」という。)に記載されている提供申出者(提供申出者が個人である場合に限る。)及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
- 二 提供申出者が法人等であるときは、提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印

鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第四十条の七十二の十二に規定する匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態、提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名介護保険等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名介護保険等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十二の十 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の

（新設）

執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三 法人等であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者がある者

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に

規定する匿名診療等関連情報及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第四百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百四十条の七十二の十一 法第百十八条の三

第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 介護分野の調査研究に関する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を介護分野の調査研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ 第百四十条の七十二の十三に規定する措置が講じられていること。

二 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支

(新設)

援のための施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた調査の成果物が公表されること。

ハ 前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四 介護の経済性及び効率性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を介護の経済性及び効率性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。

ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

五 国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ 匿名介護保険等関連情報を国民の保健医療の向上及び福祉の増進に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。

ハ 第一号ハ及び二に掲げる要件に該当すること。

2 提供申出者が行う業務が法第十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態を提供し、かつ、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる情報)

第百四十条の七十二の十二 法第十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報とする。

(法第十八条の六の厚生労働省令で定める措置)

第百四十条の七十二の十三 法第十八条の六の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ 匿名介護保険等関連情報に係る管理簿を整備すること。

(新設)

(新設)

ハ 匿名介護保険等関連情報に係る管理簿を整備すること。

二 匿名介護保険等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法、個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律又はこれらに関する法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(2) 暴力団員等

(3) 匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

- ハ 匿名介護保険等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。
- 二 匿名介護保険等関連情報を削除し、又は匿名介護保険等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元可能な手段で行うこと。
- 四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置
  - イ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名介護保険等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
  - ロ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線等に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
  - ハ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 五 次に掲げるその他の安全管理に関する措置
  - イ 匿名介護保険等関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のための必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。
  - ロ イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。
  - ハ 匿名介護保険等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名介護保険等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

<p>2 (略)</p> <p>第百四十条の七十二の九 (略)</p> <p>改正後</p> <p>(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)</p>	<p>(手数料に関する手続)</p> <p>第百四十条の七十二の十四 厚生労働大臣は、法第百十八条の三第一項の規定により匿名介護保険等関連情報を提供するときには、匿名介護保険等関連情報利用者（法第百十八条の四に規定する匿名介護保険等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名介護保険等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第百十八条の十一第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知を受けた匿名介護保険等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。</p> <p>(令第三十七条の十七第二項の厚生労働省令で定める書面)</p> <p>第百四十条の七十二の十五 令第三十七条の十七第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 手数料の額</li> <li>二 手数料の納付期限</li> <li>三 その他必要な事項</li> </ul> <p>(手数料の免除に関する手続)</p> <p>第百四十条の七十二の十六 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者から令第三十七条の十八第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の可否を決定し、当該匿名介護保険等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>第百四十条の七十二の十七 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第百四十条の七十二の九 (略)</p> <p>改正前</p> <p>(匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等)</p>	<p>(新設)</p> <p>第百四十条の七十二の六 (略)</p> <p>(新設)</p>

第六条 介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第百四十条の七十二の十二に規定する匿名診療等関連情報又は匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十五条の四第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

457 (略)

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

**第百四十条の七十二の十** 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて、次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一〜四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第百六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」と

3 提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第百四十条の七十二の十二に規定する匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

457 (略)

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

**第百四十条の七十二の十** 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて、次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一〜四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び高齢者の医療の確保に関する法律第百六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百四十

いう。をいう。以下この号及び第百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

**第百四十条の七十二の十一** 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一〜五 (略)

2 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

3 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態)で提供することができる情報

**第百四十条の七十二の十二** 法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報とする。

条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第百六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務)

**第百四十条の七十二の十一** 法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一〜五 (略)

(新設)

2 提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態では、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

(匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態)で提供することができる情報

**第百四十条の七十二の十二** 法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報とする。

第七節 船員保険法施行規則の一部改正  
第七節 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）</p> <p><b>第百八十八条の二</b>（略）</p> <p>2 法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 健康保険法施行規則第百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの、医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）</p> <p>九〇十一（略）</p>	<p>（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）</p> <p><b>第百八十八条の二</b>（略）</p> <p>2 法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 民間事業者、医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）</p> <p>九〇十一（略）</p>
<p>（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）</p> <p><b>第四十四条の二</b>（略）</p> <p>2 法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇七（略）</p>	<p>（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）</p> <p><b>第四十四条の二</b>（略）</p> <p>2 法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一〇七（略）</p>

第八節 国民健康保険法施行規則の一部改正  
第八節 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

<p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 健康保険法施行規則第百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの、医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）</p> <p>九〇十一（略）</p>	<p>八 第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 民間事業者、医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）</p> <p>九〇十一（略）</p>
---	--

附則  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（介護療養型医療施設に関する特例）

第二条 第五条の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の七十二の五第一項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなす効力を有するものとされた同法第百二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスに要した費用に係る施設介護サービス費について準用する。この場合において、第五條の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の七十二の五第一項中「介護給付等」とあるのは「介護給付等（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなす効力を有するものとされた同法第百二十六条の規定による改正前の介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用、美容容代その他介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるものを除く。）について、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなす効力を有するものとされた同法第百二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八條第一項に基づき、市町村が行う施設介護サービス費の支給を含む。）」と読み替えるものとする。